



【今月の雑学】11月23日は勤労感謝の日ですね☆勤労感謝の日は、「勤労をたつとび、生産を祝い、国民たがいに感謝しあう」という精神のもと1948年に制定されています。もともとの起源は戦前の11月23日に行われていた新嘗祭(にいなめさい)であり、稲の収穫を感謝する儀礼であったとされています。

知っとこ!

～給与の源泉徴収事務～ 平成28年からの変更点

マイナンバー制度が導入され、平成28年1月から順次利用が開始されますね。そこで、平成28年分の給与の源泉徴収事務に当たり、変更点や留意点についてご説明します☆

源泉徴収事務での取扱い

I、扶養控除等（異動）申告書への番号記載

給与の支払者は、平成28年1月以後最初の給与の支払をする前日までに、給与所得者から給与所得者本人、控除対象配偶者及び扶養対象親族等の**個人番号が記載された**『扶養控除等（異動）申告書』の提出を受ける必要があります。また、この申告書の提出を受けた給与の支払者は、その申告書に自身の個人番号又は法人番号を付記する必要があります。※給与の支払者が法人の場合には、給与の支払者の法人番号をあらかじめ記載（印字）して、給与所得者に交付しても問題ありません。

II、本人確認の実施

給与の支払者が給与所得者から個人番号の提供を受ける場合は、本人確認として、①正しい番号であることの確認（番号確認）と②手続きを行っている者が真にその番号の持ち主であるかこの確認（身元確認）を行う必要があります。※給与の支払者が本人確認を行う必要があるのは、個人番号の提供を行う給与所得者本人のみとなりますのでご注意ください。⇒控除対象配偶者や控除対象扶養親族等の本人確認は、給与所得者が行うこととなります。

本人確認の方法

○個人番号カードを持っている場合⇒個人番号カードにて番号確認&身元確認。

○個人番号カードを持っていない場合⇒通知カード+運転免許証やパスポート、健康保険の被保険者証などで確認。



要注意 平成27年10月2日に改正が行われました！

改正前は、支払を受ける方に対して交付する源泉徴収票などについて、本人等の個人番号を記載して交付する事になっていましたが、**施行後の平成28年1月以降も、個人番号の記載は行わないこととされました。**

ただし、**税務署に提出する源泉徴収票**などについては、個人番号の記載が必要になりますのでご注意ください。

《個人番号の記載が不要な主な税務関係書類》

- 給与所得の源泉徴収票
- 退職所得の源泉徴収票
- 公的年金等の源泉徴収票
- 特定口座年間取引報告書
- 上場株式配当等の支払いに関する通知書……

III、個人番号を扱う際の留意点

○個人番号は、社会保障や税に関する手続きなど法令で定められた事務を処理する必要がある場合以外は取得・利用・提供をすることはできません。

○保管についても、法令で定められた事務を処理する必要がある場合以外はできません。また、社会保障や税に関する手続きに必要ななくなった場合で、保存期間を経過した場合には、出来るだけ速やかに廃棄又は削除する必要があります。

☆扶養控除等（異動）申告書については、**7年間**保存する必要があります。

知っここ!「税務のマメ知識」

【非課税限度額が 3000 万円まで拡大】

「住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置」が、平成 31 年 6 月 30 日まで延長され、非課税限度額においては最大で 3000 万円ま

で拡大されました。



① これは自身が暮らすための住宅の新築や増改築などを行う

② 両親や祖父母などの直系尊属から資金贈与を受けた場合

要件を満たすと一定金額について贈与税が非課税になるという制度です。

これまでは贈与を受けた時期によって適用される非課税限度額が決まっていたが、改正後は新築など住宅用家屋の

取得等に関する契約締結時期によって決まります。また平成 27 年より良質

な住宅用家屋の範囲に、「高齢者等配慮対策等級 3」以上のバリアフリー

性の高い住宅が追加されるとともに、エコ住宅では旧基準の「省エネルギー対

策等級 4」から新基準の「断熱等性能等級 4」または「一次エネルギー消

費量等級 4」以上の住宅へと要件が変更されています。なおこの「住宅取得

等資金に係る贈与税の非課税措置」に、従来からの「贈与税の暦年課税」

や「住宅取得等資金に係る相続時精算課税の特例」を併用することもで

き、相続時精算課税の特例を併用する場合は最大 5500 万円まで非課

税となります。ご検討の際にはお気軽にご相談ください。

今月のいろいろ「掲示板」

永年勤続者への記念品（旅行券）支給

旅行券は基本的に有効期限がなく、換金性もあり、実質的に金銭支給と同様の意味合いがあるので、原則として給与課税となります。しかし一定の要件を全て満たせば、課税対象となりません。

条件

① 旅行券支給後 1 年以内に旅行をすること

② 旅行の範囲が、支給した旅行券の額からみて相当なものであること

③ 旅行券の支給を受けた者が旅行した際に、所定の報告書に必要事項を記載し、資料を添付して会社に提出する

☆ 旅行券の支給を受けた人が 1 年以内の旅行の全部又は一部を使用しなかったのであれば、使用しなかった旅行券は会社に返還する必要があります。

☆ 同じ人を 2 回表彰する際は、前回の表彰から「おおむね 5 年」の間隔があいている必要があります。

HPのお知らせ

【弊所HP】<http://www.uk-g.co.jp/>

ホームページにてスタッフブログを公開しています。税務・会計の豆知識やアドバイス等掲載しておりますので、ぜひご覧ください♪



今月のあなたの運勢



A型

相手の心を動かすには十分なりサーチが必要です。何事も準備万端にして行動すると順調な展開が見込めます。

B型

不真面目さや怠惰な生活態度がツキを逃がす元に。慣れた仕事でも手を抜かず真剣に向き合うようにすると吉!

O型

発想の転換が必要な運勢です。客観的な立場で物事を見たり、視点を変えることで行き詰まりが解消されます。

AB型

対人運が低調な月です。相手に誤解されないよう伝えたいことはメールより電話か直接会って伝えましょう。



優経税理士法人

(経済産業省認定) 経営革新等支援機関

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 6-48 TOMOS 神楽坂 4 階

TEL03-5206-7457 FAX03-5206-7458

✉ ukz@uk-g.co.jp <http://www.uk-g.co.jp>



いつでもお気軽に
お問い合わせください。
スタッフ一同、心より
お待ちしております。